

「違法音楽配信対策協議会」の検討状況について

(総務省調査研究会への報告)

平成 22 年 4 月 6 日
違法音楽配信対策協議会

1. 当協議会における検討の目的

違法な携帯電話向け音楽配信に対する実効性の高い対策を講じるため、総務省「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」第一次提言(平成 21 年 8 月 27 日公表。以下、「第一次提言」という。)を踏まえて、次の事項に関する検討等を行なう。

- ・ 第一次提言における新たな技術的対策に関する課題検討、技術検証等
- ・ これまでの取組みの改善、一層の強化に関する検討
- ・ 関連団体との連携による、青少年の規範意識向上に関する施策の検討

2. 検討の経過

- ・ 前回 11 月 17 日の報告後、下記の日程で会議を開催。
第 5 回: 11 月 24 日、第 6 回: 12 月 15 日、第 7 回: 2 月 26 日、第 8 回: 4 月 1 日
- ・ 検討の深化を踏まえ、利用者、携帯サイト運営事業者等が協議会に参画(別紙参照)。

3. 検討状況

(1) 新たな技術的対策に関する検討

- 携帯端末における技術的対策については、開発・運用コストとその負担のあり方、実効性、利用者視点での課題等を検討したが、携帯電話事業者・端末製造事業者から様々な課題が指摘され、多様な意見が交わされているところであり、引き続き検討を行う。
- 違法音楽配信を防止する技術的対策は喫緊の課題であり、実効性の高い対策を早急に講じる必要があることから、当協議会としての検討範囲を携帯端末から拡大し、掲示板等のサービスを提供する携帯サイト運営事業者による対策についても検討することとした。
- 上記の検討を実効性のあるものとするため、協議会の構成員に当該携帯サイト運営事業者を新たに加え、検討を深めることとした。

(2) 既存の取組みの改善及び強化

- 現在、何らかの方法により携帯端末以外からのアクセスが制限されている携帯サイトについては、権利者が行うクローリングでは探索不能であるため、削除要請等の対策の効果は限定的なものに留まっている。当協議会では、これら携帯サイトも対象とする実効性の高い「クローリング・システム」を開発すべく、検討を進めている。
- 具体的には、当協議会に参加する携帯電話事業者と権利者団体による共同事業体設置を視野に入れて、携帯電話事業者の設備内にクローリング・システムを構築する案について、その実現可能性を検討している。なお、探索の対象は、違法にアップロードされた音楽ファイル及び音楽ビデオファイルに限定することとする。

(3) 青少年の規範意識向上に向けた施策

- 関係者が協力し、正規コンテンツの魅力を訴求するような啓発キャンペーンを実施することについて、継続的に検討する。

4. 今後のスケジュール

今後更に検討を深め、実効性の高い対策の方向性を見出すよう努める。

以上

ご参考

「違法音楽配信対策協議会」の構成

(平成22年4月1日現在)

【会長】 菊池 尚人(慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科准教授)

【顧問】 相田 仁(東京大学大学院工系研究科教授)

【構成員】

○携帯電話事業者:

イー・モバイル株式会社
株式会社ウィルコム
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
KDDI 株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社

○端末製造事業者:

社団法人 電子情報技術産業協会
一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会

○音楽権利者:

一般社団法人 日本音楽著作権協会
社団法人 日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター
社団法人 日本音楽事業者協会
社団法人 音楽制作者連盟
一般社団法人 日本レコード協会
エイベックス・マーケティング株式会社
ビクターエンタテインメント株式会社

○利用者

特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟
株式会社 SHIP

○音楽配信事業者:

株式会社エムティーアイ
株式会社ドワンゴ

○携帯サイト運営事業者

愛知情報システム株式会社

○関係省庁

総務省総合通信基盤局消費者行政課
内閣官房知的財産戦略推進事務局
文化庁長官官房著作権課
経済産業省商務情報政策局

【事務局】

社団法人 電気通信事業者協会
一般社団法人 日本レコード協会

以上